

|               |    |    |    |
|---------------|----|----|----|
| 生             | 00 | 01 | 1年 |
| (令和7年3月末まで保存) |    |    |    |
| (令和6年1月末まで有効) |    |    |    |

通 指 第 1 0 7 号  
令 和 5 年 1 1 月 1 7 日

各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

令和5年度「110番の日」に伴う各種広報活動の推進について

「110番の日」については、昭和60年12月、警察庁が110番通報の適切な利用促進を図り、効果的な広報活動を推進するため、毎年1月10日を「110番の日」と定め全国警察が、この日を中心に諸施策を実施しているところである。

本県警察においても、令和5年度「110番の日」の広報について、下記のとおり実施することとしたので、各警察署においては、積極的な広報活動の実施に努められたい。

#### 記

#### 1 実施目的

110番通報の目的や適切な利用方法、誤接時の対応等を広報するもの。

#### 2 実施期間

令和6年1月9日（火）から1月31日（水）までの間

#### 3 実施内容

次の事項について重点的に広報活動を実施するものとする。

##### (1) 110番通報の適切な利用

ア 110番通報の仕組み

イ 事件・事故等緊急時の適切な利用と110番通報時の留意事項

ウ 不要・不急の110番通報による弊害と絶無

##### (2) 警察安全相談専用電話等の適切な利用

ア 警察安全相談専用電話「#9110」の利用

イ 警察安全相談窓口、その他警察で開設している相談窓口及び利用方法

##### (3) 誤接防止

ア 電源ボタンの長押し、振動への注意喚起

イ 誤接時の対応要領

#### 4 実施の方法

広報活動は、次の方法等を組み合わせて行うなど、各地域の実情に応じ、管内住民の関心を高めるよう創意工夫を凝らした弾力的かつ効果的な方法により実施すること。

なお、本件広報活動の目的は、「110番通報の適切な利用」であり、「110番の日」を広報するものではないことから、署情に応じ期間中の適切な日を選定の上実施されたい。

##### (1) 報道機関への素材提供

- (2) 広報紙及び地方公共団体その他部外広報紙の活用
- (3) 大型商業施設等への看板、ポスター等の掲出
- (4) チラシ、パンフレット等の作成、配布
- (5) 高齢者施設、小中学校の行事等の機会を活用した広報
- (6) その他の効果的な広報

## 5 その他

各警察署の活動について、広報効果が高いと認められるものは生活安全部長賞の授与を検討する。

なお、実施結果は、申報により通信指令課長宛に報告すること。

担当：通 信 指 令 課  
通 信 指 令 係